

申 入 書

平成19年3月9日

株式会社セラマサービス 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理 事 長 長 尾 治 助

(立命館大学名誉教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

理 事 野 々 山 宏 (弁護士)

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

さて、当法人より、貴社が使用されているダイヤモンドサポート規約の内容について、平成18年4月27日付で申し入れをさせていただきましたところ、貴社より同年6月23日付で回答書を頂戴いたしました。まずは、ご回答いただいたことにつき、御礼申し上げます。

貴社の上記回答によれば、当法人からご指摘したダイヤモンドサポート規約の条項のうち、第10条についてはプラチナサポート規約の導入により既に規定を見直しておられ、第16条については対応を検討するとのことでありました。

上記回答書を受領して以来約8ヶ月が経過しておりますので、貴社におかれましても一定の対応を取られたことと存じます。つきましては、対応内容についてのご回答とあわせ、最新のダイヤモンドサポート規約及びプラチナサポート規約の写しを当法人にご提供くださるようお願い申し上げます。

お忙しいところとは存じますが、本申入書受領後、2週間以内にご対応をいただければ幸いに存じます。

なお、本申入書に対する回答の有無及び回答の内容は公表することがありますので、念のため申し添えます。